

原付・オートバイ・軽自動車をお持ちのかたへ

～名義変更・廃車などは届け出を～

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。変更が生じた場合は手続きをお願いします。

また名義人が死亡し、4月1日までに変更の届け出がない場合、町で指定したかたに納税通知書を発送しますのでご了承ください。

○原動機付自転車（皆野町の標識）

- 届け出に必要なもの**
- 名義変更 譲渡証明書、標識交付証明書、譲受人の印鑑、本人確認ができるもの
※町外のかたに譲る場合は、廃車してからお譲りください。
 - 廃車 標識、標識交付証明書、印鑑
※盗難による廃車は、必ず警察に届け出た後に手続きをしてください。

○オートバイ・軽自動車（熊谷の標識）

下記機関で手続きをしてください。

- 二輪車（125cc超） 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
- 三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会熊谷支所 ☎048-551-2131
- 問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131



住宅ローン控除を受けているかたへ

大切な
お知らせ
です

国から地方への税源移譲のため、平成19年から多くのかたが、所得税が減って住民税が増えています。所得税が減ったことによって、住宅ローン控除の金額も少なくなってしまう場合は、毎年、所定の申告をすることで、その減少分を翌年度の住民税から控除することができます。

申告のしかた

住宅ローン控除専用の申告書を、税務署または町へ平成21年3月16日(月)までに提出してください。

税務署へ確定申告するかた

確定申告書とともに提出してください。

上記以外のかた

源泉徴収票を添付して町へ提出してください。

問合せ 秩父税務署 ☎22-4433

税務課課税担当 ☎62-1230 内線131

～ありがとうございました～ 歳末たすけあい募金

皆さんからの寄付金は、生活に不自由されているかたや、母子父子家庭の児童、寝たきりの高齢者のかたなどへお贈りしました。

順不同・敬称略

皆野地区（戸別募金）	195,881円
国神地区（戸別募金）	60,800円
金沢地区（戸別募金）	16,000円
日野沢地区（戸別募金）	19,200円
三沢地区（戸別募金）	45,300円
皆野町商工会女性部	10,000円
皆野町長生ゲートボールクラブ	3,000円
皆野町赤十字奉仕団	30,000円
皆野町商工会チャリティゴルフ協賛者参加者一同	48,083円
皆野町民生委員・児童委員協議会	75,933円
皆野町歌謡クラブ	100,776円
秩父明るい社会づくりの会	20,000円
宮原康久	5,000円

悠う湯ホームケアハウス	4,400円
清水テルコ	10,000円
福田礼吉	10,000円
埼玉県仏教会北秩父支部	30,000円
秩北建設連合組合	15,932円
皆野町社協職員一同	7,000円
その他（募金箱など）	1,047円

募金額 708,352円

赤い羽根共同募金 ありがとうございました

10月を中心に実施した「赤い羽根共同募金運動」では、皆さんのご協力により、多額の募金をお寄せいただきました。

この貴重なお金は、埼玉県共同募金会を通じて、県内の社会福祉施設や地域福祉サービスの充実と一層の推進のために使われます。

募金額 1,471,099円